

2026年度 法政大学大学院学生海外留学補助金 募集要項
(2025年度海外留学補助金受給者 延長申請用)

「法政大学大学院学生海外留学補助金規程」により、下記の通り海外留学生の申請を受け付けます。

1 応募資格

2025年度海外留学補助金受給者で、やむを得ない事由により留学期間の延長を希望する方。

2 採用数

若干名

3 対象となる留学先

現在の留学先と同一であることが条件です。

4 延長期間

(1) 留学期間の延長は6ヶ月以上1年以下とします。

(2) 2027年3月までに留学の延長が開始される必要があります。

※留学期間を本学の在学期間を含めるか休学とするかは選択できます。

＜留学期間を在学とする場合＞留学期間中の本学の学費は、全額の納入が必要です。

＜留学期間を休学とする場合＞留学期間中の本学の学費は、休学在籍料10万円（年間）の納入が必要です。

5 補助金額

年間留学 上限200万円

6ヶ月留学 上限100万円

6 申請期間

2026年4月8日（水）～4月21日（火）

*上記期間の受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間とします。

海外留学中の場合は、i.hgs@ml.hosei.ac.jpにメール送付にて申請してください。

7 申請書類

(1) 補助金を申請し、留学期間の延長を希望する方

a 「大学院学生海外留学補助金留学期間延長願」(院・海留様式Ⅰ)

b 「大学院学生海外留学計画書」(院・海留様式Ⅱ)

c 「指導教員等の推薦書」(院・海留様式Ⅲ)

d 留学先大学の留学期間延長に関する許可書及び概要書

*許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員の署名を付してください。

前年度提出の留学先大学の入学許可書記載の留学期間から変更がない場合は、入学許可書の写しを提出してください。

(2) 補助金の申請はせずに、留学期間の延長のみを希望する方

a 「大学院学生海外留学補助金留学期間延長願」(院・海留様式Ⅰ)

b 留学先大学の留学期間延長に関する許可書及び概要書

* 許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員の署名を付してください。
前年度提出の留学先大学の入学許可書記載の留学期間から変更がない場合は、入学許可書の写しを提出してください。

8 提出先

市ヶ谷・・・大学院課、政策創造研究科担当、デザイン工学研究科担当
小金井・・・小金井事務部大学院課
多摩・・・人間社会研究科担当、スポーツ健康学研究科担当

9 受給者決定・交付時期

研究科長会議で審議の上、受給者を決定します。申請者が多数の場合は減額する可能性があります。決定の通知は、6月下旬を目安にお知らせします。

ただし、補助金の給付は、留学する海外の大学院から留学期間延長の許可を受けた後に行います。留学期間延長の許可を取り付けられない場合には、給付決定は取り消されます。また、補助金給付後、都合により留学を中止した場合、あるいは留学期間終了後に本大学院を修了しなかった場合には補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合には補助金の半額を返還していただきます。帰国後に留学費用が補助金額を下回る場合にも、差額を返還していただきます。

10 留学者の義務

- (1) 「大学院学生海外留学研究成果報告書」(院・海留様式V)の提出
- (2) 「大学院学生海外留学補助金会計報告書」(院・海留様式VI)の提出
- (3) 留学先大学院成績証明書の提出
- (4) 留学後、本大学院における修了

* (1)～(3)は帰国後1ヶ月以内に提出してください。

11 併給の禁止

補助金により留学する方、又は留学中の方は、次の補助金等の申請をすることができません。

- (1) 法政大学大学院博士後期課程研究助成金
- (2) 法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金
- (3) 法政大学大学院学生論文掲載料補助
- (4) 法政大学大学院学会等発表補助金
- (5) 法政大学大学院現地調査費用実施補助
- (6) 法政大学大学院諸外国語による論文等校閲補助

12 単位の認定

(1) 留学期間を在学とする場合

留学期間を在学とした場合、留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認めたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位として認定されることがあります。ただし、15単位を上限とします。帰国前に留学先大学で成績証明書等取得単位(科目)を証明する書類を作成してもらってください。海外留学生の申請に基づき、当該研究科および専攻において審査します。

(2) 留学期間を休学とする場合

留学期間を休学として単位認定を希望する場合、「休学願」の提出と同時に以下の書類を提出して所属研究科の承認を得る必要があります。

- a 休学留学申請書 b 海外留学計画書 c 指導教授の推薦書 d 留学先大学院の入学許可書

e 留学先大学院の概要書

* 留学期間を休学とすることを希望する場合は、上記申請期間中に 8. 提出先の大学院担当に申し出てください。認定が許可された場合は上記(1)の要領で単位認定を行います。ただし、政策創造研究科においては春学期休学ができませんのでご注意ください。

13 問合せ先

法政大学大学院事務部大学院課 TEL: 03-5228-0552

問合せフォーム: <https://forms.gle/WsFC36zJYnknzKA16>



以上